

付表1

班毎の業務

班	任 務	具 体 的 な 実 施 事 項 例
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設及び運営に関する総合調整 ・避難者受入れに関する事項 ・避難者カードの管理 ・避難者リストの作成(情報班と共同作業) ・会議開催に際する事務局 ・避難所の秩序やルールに関する事項 ・区割り及びスペースの割り振り ・備蓄品の管理、リストの作成 	<p>全員による町防拠点（連合会館） や任意避難所（觀音寺）開設、</p> <p>町防詰め所（避難者）の体温測定、問診等実施。在宅避難でくる人は帰宅の指示、</p> <p>★コロナ感染の疑いがある避難来場者は防災拠点への避難指示（連絡票渡す）</p> <p>任意避難所、知人宅、車中、防災拠点等の避難場所別避難者リストの作成</p> <p>健常者に対する避難所運営手伝いの要請（年齢、性別等考慮した班に）</p> <p>町の防災部長・班長の定期及び臨時会議開催連絡</p> <p>避難所掃除当番、トイレ掃除当番、分別ごみの回収当番のルール決め</p> <p>任意避難所の避難者スペースの区割り</p> <p>備蓄倉庫内の備蓄品管理（持ち出し、戻し等の記録指示）</p>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・各種情報の管理 ・地域の避難情報、災害情報の取りまとめ及び地域防災拠点への情報伝達 ・避難者カードの管理 ・避難者リストの作成(庶務班と共同作業) ・在宅等避難生活者との情報受伝達 ・住民の安否確認 	<p>各班・住民等からの情報の整理・詰め所内情報、連絡事項の掲示</p> <p>組長からの安否確認チェックシートの集計、他班への連絡、地域防災拠点への連絡</p> <p>任意避難所、知人宅、車中、防災拠点等の避難場所別の避難者リスト作成</p> <p>町内バトロール時、在宅等避難者のその後の安否確認（適宜）と情報伝達</p>
救出救護、初期消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・救出・救護、初期消火活動に関する事項 ・負傷者の医療機関への搬送に関する事項 ・地域の被災状況の確認 ・避難所及び地域の防犯バトロールに関する事項 ・ボランティアの受付、その他対応 	<p>町防詰め所開設後、地域内の火災発生（煙、炎）目視観察、家屋損壊状況の把握、</p> <p>組長からの情報等から救出活動や初期消火活動実施（近所の住民及び必要に応じ、防災拠点からの人の応援を仰ぐ負傷者の応急手当</p> <p>負傷者の状況を、医療機関へ連絡、指示を受ける</p> <p>組長による安否確認チェックシート記載内容の確認、被災現場の助教確認</p> <p>定期的な防犯バトロール（留守宅の侵入盗難防止、在宅避難者、車中避難者の状況確認等）</p> <p>防災拠点に依頼したボランティアの対応（受け入れ、作業内容・注意事項等の指示）</p>
食料物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・水（飲料水、生活用水）の確保に関する事項 ・在宅被災生活者の支援調整に関する事項 ・食料の調達、配布に関する事項 ・救援物資の管理及び配布 	<p>在宅避難者、車中泊者等の水・食料等の要否確認と集計(A)</p> <p>任意避難所避難者の水・食料の必要量確認(B)</p> <p>(A)、(B)に対応した食料・水の確保と定期的な配給（または受け渡し）</p> <p>救援物資の保管管理と配布記録（入荷品と在庫のチェック・配布先と配布数等の記録）</p>
環境班	<ul style="list-style-type: none"> ・室内外のトイレ対策に関する事項 ・避難所内の防犯に関する事項 ・避難場所の通風、換気、冷暖房等の環境に関する事項 ・衛生管理・ゴミ対策に関する事項 	<p>觀音寺守道泉閣を借りた場合、外トイレも対象になる。</p> <p>★特に避難所では、まずトイレの準備が最優先。水洗が使用できない時の対応⇒便器へのビニール袋装着・凝固剤の使用など使用上の注意表示、排便袋の定期的な回収</p> <p>トイレの衛生管理（定期的な掃除、出入り口の消毒、履物等）</p> <p>避難生活における性犯罪行為防止（のぞき行為、痴漢行為等）、盗難防止等の対策</p> <p>コロナ対応を考慮した定期的換気、通風の実施、避難者の定期的体温測定の指示</p> <p>コロナ対応：マスク着用、3密防止、手洗い・歯磨、消毒液の配備</p> <p>ゴミの分別箱の設置、定期的な回収（避難者で当番制にするのもよい）</p>